

平成27年度 第1回 教育問題審議会 会議録

日時：平成28年1月18日（月）

午後2時～午後3時10分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○教育部長

本日は御多用の中、教育問題審議会の会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。御案内の時刻になりましたので、ただ今から、第1回泉南市教育問題審議会を開催させていただきます。私は会長選出までの間、会議の進行役を務めさせていただきます教育部長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに今回審議会委員を受けていただきました皆様に委嘱状を交付させていただきましたと思います。本来ならお一人ずつ交付させていただくのですが、時間の関係上、代表者様お一人の交付とさせていただきます。他の皆様には各テーブルに御用意させていただいておりますので御了承いただければと思います。

それでは代表といたしまして、PTA代表のA委員に委嘱状をお渡ししたいと思います。どうぞ前の方にお願いたします。

○教育長

委嘱状、A様、あなたを泉南市教育問題審議会委員に委嘱します。平成28年1月18日、泉南市教育委員会、どうぞよろしくお願いたします。

○教育部長

どうぞA様、自席にお戻りください。それではここで教育長より御挨拶を申し上げます。

○教育長

皆さん、こんにちは。第1回の泉南市教育問題審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。初めに、本審議会の発足にあたりまして、公私とも何かと御多用にも関わらず、皆様方には委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引受けをいただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。いよいよ教育問題審議会がスタートする訳ですが、この審議会は、学識経験者、関係機関の委員、市議会議員、公職代表の皆様等、全員で14名の委員の皆様から構成されております。教育委員会はこれまで、平成18年3月の教育問題審議会答申を受けて、学校・園と地域、家庭が連携し、「学び愛」「支え愛」「育ち愛」の3つの愛で子どもを育むことを基本理念とした「泉南市教育改革プラン」（サン愛プラン）を策定し、その計画のもとに教育の充実に取り組んできたところでございます。その中で、昨年10月に泉南市教育大綱が策定されました。今回の審議会ではまず始めに、そのことを受けまして、教育大綱の内容を踏まえ、「泉南市教育改革プラン」（サン愛プラン）を見直し、「教育振興基本計画」を策定するにあたり、御審議いただきます。近年、グローバル化の進展などにより社会全体が急速に変化する中、子

どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、それに伴う教育課題も大変多様化しております。今回の策定にあたっては、何よりも本市の教育課題、実態に即した計画を策定したいと考えております。委員の皆様にはお忙しい中、大変御苦勞様でございますが、是非とも積極的に審議していただき、その答申の基に泉南市にふさわしい教育振興基本計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大変簡単でございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○教育部長

本日は、初回の会議でございますので、委員の皆様方の御紹介に移りたいと思います。恐縮でございますが、自己紹介の形で、順番に所属とお名前をお願いしたいと思います。それではB委員から、順にお願いいたします。

○B委員

皆さんこんにちは。泉南市議会議長のBでございます。よろしくお願い申し上げます。

○C委員

泉南市議会常任委員会審議長を努めております、Cと申します。よろしくお願い申し上げます。

○D委員

皆さんこんにちは。中学校長会、泉南中学校長のDと申します。よろしくお願い申し上げます。

○E委員

こんにちは。小学校校長会、樽井小学校のEと申します。よろしくお願い申し上げます。

○F委員

幼稚園園長会代表、あおぞら幼稚園のFと申します。よろしくお願い申し上げます。

○G委員

大阪教育大教職実践センターのGと申します。よろしくお願い申し上げます。

○H委員

大阪体育大学講師、Hと申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○A委員

泉南市PTA協議会会長のAと申します。よろしくお願い申し上げます。

○I委員

青少年指導委員会のIでございます。よろしくお願い申し上げます。

○J委員

泉南市副市長のJでございます。よろしくお願い申し上げます。

○K委員

泉南市総合政策部長のKでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○L委員

泉南市総合部長のLと申します。よろしくお願い申し上げます。

○教育部長

ありがとうございます。また、区長連絡協議会からも委員をお願いしておりますが、本日までに人選が整っていないということで、本日の出席はございません。続きまして我々事務局の御紹介とさせていただきます。

○教育部参与

教育部参与でございます。先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

教育長でございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長

改めまして教育部長でございます。よろしくお願いいたします。

○人権教育課長

人権教育課長でございます。よろしくお願いいたします。

○次長兼指導課長

次長兼指導課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○人権教育課主幹

こんにちは、人権教育課主幹でございます。よろしくお願いいたします。

○学務課長

学務課長でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

○文化振興課長

文化振興課長でございます。よろしくお願いいたします。

○青少年センター館長

青少年センター館長でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長

こんにちは、教育総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

○教育部長

それでは次に本日お配りしております資料の確認に移ります。お手元に封筒に入った資料をお配りしております。中を御覧いただきますと、クリップ止めをしたものが2種類、それからサン愛プランと表紙に書いた3種類の資料が入っているかと思えます。この内、クリップ留めで、1枚目が「第1回教育問題審議会議事日程」と記したものを御用意いただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、「第1回教育問題審議会配布資料一覧」がございます。記載のとおり「資料1」から「資料10」まで、10の資料をクリップ留めしております。1枚めくっていただくと、「資料1」として、ホチキス留め2枚ものの「泉南市教育問題審議会条例」の規定、次に「資料2」として「泉南市教育問題審議会条例施行規則」の規定がございます。次の「資料3」は、「当審議会委員の名簿」、「資料4」は、教育委員会事務局に設けております「教育改革推進本部」の組織表でございます。次に横長の「資料5」は、「審議のス

ケジュール」を表しております。「資料6」は今回の「諮問書」の写しになっております。「資料7」は、「教育振興基本計画」が定めるべき内容や法的位置づけ等を説明したもの、次にA3判横長の「資料8」は、今回策定する本市の「教育振興基本計画の基本的な考え方」を図示したものでございます。その次、ホチキス留めの「資料9」と「資料10」は、平成20年策定の「泉南市教育改革プラン」、いわゆるサン愛プランの進捗状況の資料となっております。不足等ございませんでしょうか。別添資料につきましては、後程、確認と説明させていただきます。資料が御確認できましたら、次の審議会議事日程の6番に移りたいと思います。

当審議会の会長と副会長の選出に移ります。先程の資料1、「泉南市教育問題審議会条例」、これの第5条第1項に当審議会に会長、副会長は委員の互選により選ばれるとあります。選出にあたりまして御意見ございませんでしょうか。D委員どうぞ。

○D委員

失礼します。教育問題ということですので、学識経験者である会長をG委員、副会長をH委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育部長

ただ今、D委員から会長にG委員、副会長にH委員を御推薦いただきました。他に御意見はございませんでしょうか。無ければ会長にG委員、副会長にH委員とすることとしてよろしいでしょうか。

- 一同異議なし -

○教育部長

それでは全員異議なしと認めまして、会長にG委員、副会長にH委員にお願いしたいと思います。それでは会長、副会長のお席に移動をお願いいたします。

それではただ今選出されました、会長、副会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

○会長

ただ今御推薦いただき会長の役を仰せつかりました、Gと申します。私は住んでいるのは岬町で、この泉南市は御近所ということで、いつも泉南市の優れた取組みに学ばせていただいております。人権、子どもの権利を尊重するとか、市を挙げて子ども達の権利を尊重しようとする姿勢は大変いろんなことを学ばせていただきました。その教育振興基本計画に係る大役を仰せつかったと思っておりますので、不慣れなところもあるかと思いますが、この泉南市の子ども達の為に適切な振興に辿りつけますように皆様の御協力をお願いします。

○副会長

失礼します。大阪体育大学のHと申します。本学は本年度より教育学部が新たに設置されましてそちらに所属しております。昨年度までは大阪府教育委員会の方で働いておりまして、今は学生を相手に毎日頑張っている訳ですが、今回の振興計画を作るにあたりまして委員のお話をいただき、また委員の皆様から副会長に御推薦いただきまして、会長の下で会議が上手く回るようにサポートしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育部長

ありがとうございました。それではここで議事日程にありますように、教育員会から本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は教育長から朗読の上、会長にお渡しいたします。なお、諮問の詳細な内容につきましては後程、御説明させていただきます。それでは前の方で諮問書を朗読をお願いします。

○教育長

諮問書、泉南市教育問題審議会会長様、泉南市教育審議会条例平成 12 年泉南市条例第 26 号第 2 条の規定に基づき下記の事項についての審議を求めます。教育基本法平成 18 年、法律 120 号第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画、泉南市教育基本法計画策定について。

諮問の趣旨、地方教育行政の組織及び運営に関する一部を改正する法律、平成 26 年法律第 76 号を受けて本市においても平成 27 年 12 月に泉南市教育大綱が策定された。本市は平成 18 年 3 月の教育問題審議会の答申を受けて、学校、園と地域家庭が連携し、「学び愛」「支え愛」「育て愛」の 3 つの愛で子どもを育むことを基本理念とし、泉南市教育改革プラン「サン愛プラン」を策定し、その計画を基に教育の充実に取り組んできたところである。しかし近年、社会全体がグローバル化する中、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、それに伴う教育課題も山積している。平成 26 年 7 月の文部科学省通知、地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部を改正する法律について、新たな大綱を定めた場合においてその内容が既存の教育基本振興計画と大きく異なる時は、その大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされている。このことを受けて、これまで泉南市教育基本計画プラン「サン愛プラン」を見直し、本市の第五次総合計画、教育大綱を踏まえ、国や府の計画を参酌した教育振興のための施策に関する泉南市教育振興基本計画策定するにあたり意見を求めるものである。泉南市教育委員会教育長、よろしく願いいたします。

○教育部長

それではこれ以降の議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは座ったまま進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、泉南市の教育問題審議会の議事進行を行うのは初めての経験でございますので、審議会の議事を進めるにあたって規則などございましたら、事務局の方から説明願いたいと思います。

○教育部長

それでは説明いたします。お手元には、資料 2「泉南市教育問題審議会条例施行規則」をご用意ください。まず、会議についてでございますが、1 ページ目の中ほど、第 2 条第 1 項で、「会議は、会長が招集し、議長となる」と定められております。また、第 2 項では、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。本日は、現在委員 13 人中、全員がご出席でございます。第 3 項では、

「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる」とされております。

次に、会議の公開について、資料2 ページ目の第4条第1項に、「審議会は公開するものとする」との定めがございます。ただし、第2項で、「議長は、必要あると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる」ともされております。従いまして、この審議会の会議については原則公開とさせていただきます。ただし、傍聴の希望者が一定の人数を超える場合、スペース等によりまして人数制限をさせていただくこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは本日の審議会につきましては過半数が出席の為、審議会は成立とし、進めさせていただきます。また当審議会の公開については、今御説明いただいたとおりでございますが、事務局より本日の傍聴の希望はなしと聞いておりますので、傍聴の希望があれば入っていただき、そのまま進めさせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。本日の議事日程の9番目に議事の内容が書かれておりますが、まず1番目の教育振興基本計画の策定の推進体制について、それと2番目の審議会スケジュール、ここまで一括して進めたいと思います。その後、御質問、御意見をいただくこととします。では事務局から説明をお願いします。

○人権教育課長

失礼します。人権教育課長でございます。

議案の1番目、教育振興基本計画の策定の推進体制について、御説明申し上げます。教育振興基本計画の策定の諮問機関としまして、本日この教育問題審議会が設置されております。流れといたしましては先程、教育長から諮問させていただきましたので、今後この審議会にて御検討の後、答申をいただく形となっております。最終的に審議会から答申をいただいた後、資料の4、教育改革推進本部の名簿がございますが、この本部にて策定という形で進めてまいりたいと思います。

次に議案2、審議会スケジュールについて御説明いたします。横長の資料5のスケジュール表を御覧ください。本日は1月の1回目ということで議案に沿って進めていただきたいと思いますと考えております。

次回、第2回は、教育振興基本計画の骨子案、施策体型について御審議いただきたいと思います。

第3回、4回目については後程説明いたします、泉南市教育大綱に記された6つの基本方針を踏まえ、6つの柱それぞれについて基本施策、現状課題、取組状況について御審議いただきます。

そして第5回目といたしまして、委員の皆様の見解を伺いまして答申という形で進めていただきたいと思います。答申をいただきました後は先程の教育改革推進本部にて、教育振興計画の案を策定し、市民の皆様にパブリックコメントをいただき、その

後策定という手順で進めていきたいと思えます。

なお、その後の予定になります、教育振興基本計画を策定した後、それに則りまして後半は学校規模適正化の対象となる学校の今後の方向性、所謂ものさしを示す学校規模適正化の基本方針策定に向けまして、8月から2月の審議会にて審議いただく予定となっております。こちらの諮問につきましては、8月の審議会にて改めていたしたいと思えます。なお、後半の審議会につきましては学校の在り方を、広く市民の皆様、保護者の皆様に伺う必要があると考えております。その際の審議委員につきましてはこのメンバーに加え、市民公募の方々、小中学校、幼稚園のPTAの方にも加わっていただく形で進めていただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは御意見、御質問がございましたら挙げていただければと思えます。なお、議事録の関係上、発言の際は挙手にてお願ひいたします。私が指名します、その後、発言お願ひします。それではお願ひいたします。はい、(J委員) どうぞ。

○J委員

Jでございます。諮問の前の段階ということで、今の事務局からの説明に1点お尋ねしたいのですが、スケジュールについて、教育長の方から本審議会の基本計画についての諮問がされたということで、先程の御説明によりまして策定した基本計画を踏まえて、次の学校規模適正化に向けての議論を、委員を拡大して進めていくという話があったと思えます。つまり計画策定後から、事務局から諮問するという動きについてもスタートを切るといふことなのか、作業として計画策定自体は急ぎ目でやり、その上で本審議会での諮問については然るべき時にしっかりとかけるべきだと理解しているのですが、その辺りを確認したいのですがよろしくお願ひします。

○会長

はい、それでは今、J委員からあった御質問について事務局より御説明お願ひします。はい、(教育部長) どうぞ。

○教育部長

手順としましては先程御説明しましたような形で進めていただきたいと思えます。ただ実務的には8月から始めるというの、我々部内の方ではこの諮問に向けて資料なり、現状報告なりそういった面は進めたいと考えております。

○J委員

かしこまりました。

○会長

ありがとうございます。他に御質問ございませんか、はい、(C委員) どうぞ。

○C委員

今御説明いただいたスケジュールの確認なのですが、先程4回目までの日程であれば、1ヶ月毎だといふ風に理解したのですが、後半の学校規模適正化になると議論の

幅も広がってくると思うので、後半の審議会が始まってからは月に1度と限っている訳ではないのでしょうか。

○会長

はい、ではC委員の御質問につきまして、事務局の方ではどうお考えなのか、またこの審議会皆様の意見を聞いた上で諮っていきたいのですがどうでしょうか。

○教育部長

お示ししている中では、月に1度程度という風に考えているのですが、審議の進捗具合によっては月に1回とは限らずに、月に2回開きたいと考えております。ただこれは審議の進展によって変わってくるかと思えます。

○会長

はい、それでは委員の皆様にお諮りいたします。今の事務局の説明にあったように基本的に月に1度、進捗状況によって月に2度程度としてよろしいでしょうか。

- 一同異議なし -

○会長

それでは全員異議なしといたします。他にはいかがでしょうか

それでは続いて議案の3番目、4番目に移っていきたいと思えます。まず議案の3番目、先程諮問をいただきましたが、こちらについて詳しく説明いただきたいと思えます。

続いて議案の4番目、諮問内容の教育振興基本計画について、その考え方、並びに関係資料につきまして事務局より御説明お願いいたします。

○人権教育課長

失礼します。まず議案3の諮問書内容につきまして、資料6を御覧ください。先程、教育長が読み上げました諮問書の写しとなっております。今回の諮問内容は教育基本法に記載されております、教育基本振興計画の策定についてでございます。その教育基本振興計画とは何かということにつきまして、資料7を御覧ください。こちらを読み上げ、説明に代えさせていただきます。

平成20年の7月、政府は教育基本法の第17条に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画を閣議決定しました。また平成25年6月には第2期教育振興基本計画を閣議決定しました。

教育基本法では地方公共団体においても、国の計画を参酌して「教育振興基本計画」を策定するよう努めることとされております。これを受け、大阪府では、平成25年3月に大阪府教育振興基本計画を策定しました。計画の対象機関は平成25年度から平成34年度までの10年間となっております。

泉南市では平成18年3月の教育問題審議会答申を受け、学校・園と地域、家庭が連携し、「学び愛」「支え愛」「育ち愛」の3つの愛で子どもを育むことを基本理念とした「サン愛プラン」を策定し、その計画を基に教育の充実に取り組んでまいりました。

その中で、この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律について」では、「新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育基本振興計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。」とされております。

このことを受け、子ども達をめぐる今日的課題に対応するため、「サン愛プラン」を見直し、教育大綱をはじめとして、国や府の計画、また本市の第5次総合計画を踏まえた本市の「教育の振興のための施策に関する基本計画」を策定するものです。

続きまして議案4の教育振興基本計画とその考え方、並びに関係資料について説明いたします。始めに右上の方にあります、7番を御覧ください。泉南市教育振興基本計画の基本的な考え方に基づく策定方針について説明しております。

①計画の位置づけでございますが、先程御説明しましたように、国の基本計画を参酌すると共に、本市の第5次総合計画や泉南市教育大綱を踏まえ、関連する教育分野の個別計画と整合を図りながら進めるとあります。まず参酌する国の基本計画として左上の1番、第2期教育振興基本計画が示す今後の社会の方向性、2番には教育行政の基本的方向性、この2つを大きなポイントとして参酌しております。

続きまして、教育振興基本計画で踏まえるべき第5次総合計画の中の教育内容についてのみ抜粋したものを3番目に記載しております。また5番目を御覧ください。教育大綱が示しました基本方針について記載しております。この基本方針は教育振興基本計画についても踏まえるべき方針ですので、読み上げさせていただきます。(1) 就学前保育教育の充実、(2) 小・中学校の教育力の充実、(3) 明るく安心できる学習環境の整備・充実、(4) 安全・安心な教育環境の整備、(5) 生涯学習の充実、(6) 市を挙げての教育施策の推進体制の確立、以上の6つでございます。先程スケジュールで御説明した基本方針はこの6つでございます。これらに加え、整合性を図るものとして4、泉南市における教育を取り巻く関連計画を載せております。こちらは本日、概要版ではございますがクリップ止めの別資料で御用意しております。この資料は今後の審議での参考資料でございますので、お時間のある時に御確認いただければと思います。

以上を基に教育振興基本計画を策定していただきますが、その考え方や目的を6に示しております。平成28年度の5ヶ年計画とし、本市の中長期的な目標や基本的な方針を明らかにすると共に、年度ごとの教育方針を定める際の指針として考えております。

その後、8、現状を把握し、10、施策体系の検討に移行していきたいと思っております。

右下、12を御覧ください。取組の評価計画の推進体制として評価委員会を位置づけ、主要施策の具体的内容を明らかにし、その効果と課題を示した上で、毎年度評価し、その評価を基に今後の方向性を示していく予定になっております。

最後に今回、教育振興基本計画を諮問するにあたり、これまでの泉南市教育改革プラン「サン愛プラン」の現時点での状況についてまとめたものを資料9、資料10に示しております。泉南市教育改革プラン「サン愛プラン」については冊子の方を御覧ください。資料9については平成24年度以降の泉南市教育改革プラン「サン愛プラン」

の体系に基づく施策の状況を評価委員会で点検評価いただいておりますが、その評価を経た教育委員会での現段階の状況について説明しております。その概略を、資料9を用いながら説明させていただきます。

「サン愛プラン」は就学前保育、学校教育、地域家庭教育の3つから成り立っております。

まずは就学前教育の状況ですが、認定こども園等により3歳児の受入れは広がっておりますが市立幼稚園では毎年キャンセル待ちが発生するなど3歳児保育の希望者は多い状態が続いております。今後の園児数の推移を見ながら、市立幼稚園での受入れ拡大も検討していきたいと考えております。平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度により保育料が見直され、多子家庭においては就学前教育を受け入れる費用負担額が軽減されることになりました。施設に関しては、新設、大規模改修を実施し、空調設備も整ってきております。これまでも幼稚園施設の維持や修繕を行うことにより保育教育の環境の維持向上を図ってきたが、今後も子ども達が意欲的に園生活を安全に送れるよう、セキュリティも含め継続的な維持管理に努めたいと思っております。

支援を必要とする園児の保育については、専門家の訪問指導を受けたり、研修会に参加するなど、担任を中心として、支援教育担当職員と共に知識を深め、一人ひとりの発達を補償するための保育の質の向上に努めております。

「幼小連携」については、これまで積み上げてきた連携の取組みを引き継ぐため、平成23年度に「泉南市幼稚園・小学校連携交流会」を設け、平成26年度には全ての公私立保育所と幼稚園を構成メンバーとする「保幼小連携推進会議」として編成し、施設での子どもの姿を基に、校種間での連携を深める取組みを進めております。

預かり保育については、子ども子育て支援新制度の開始により、長期休業中の受入れの30分延長、受入れ人数の増加を図り、質と量の拡充を行いました。預かり保育担当者も継続することにより、預かり保育の内容が充実し、担任との連携もスムーズに行われるようになっております。

バスの運行につきましては、学期に一度のバス会議を実施し、バス会社、乗務員、バス添乗員、園長、教育委員会が、バス運行に係る諸課題について確認し、必要な措置を行っております。また、毎日バス日誌を記載し、園児への指導や避難訓練も計画的に実施しております。

人権保育については、人権保育担当者を配置し泉南市人権保育基本方針、同人権保育推進プランに基づき、各園において人権保育推進計画を立案して実践しております。無断欠席をなくす取組みや長期欠席者の把握など虐待防止に繋がる取組みなども健康福祉部と共に連携を深めております。

平成24年10月に泉南市子どもの権利に関する条例が制定されました。条例の中心となる「子ども参加」「子どもの意見表明」を実現する代表的な施策として「せんなん子ども会議」が設置され、子ども委員の創意工夫をこらした活動が行われております。

また、条例の推進状況を検証するための「子どもの権利条例委員会」は、これまで3度の市長報告を行い、その報告書に基づき平成26年度には条例の全庁的な推進を目的とする「子どもの権利に関する施策推進本部」を設置しております。今後も子どもにとっても保護者にとっても充実した就学前保育教育となるようにしたいと考えております。

続いて学校教育について全ての子ども達に基礎学力を保障する、安心できる学校教育作りを提供する施策として、子ども達に家庭学習を定着させることと家庭における基本的な生活習慣を身につけさせることの大切さを各家庭に周知し、保護者への協力を求めるために「学習の手引き」のリーフレットを配布しております。さらに各校個別の対策に陥ってしまわないように、全市的な課題として各校の学力向上担当者の研修や、教員の授業力向上の取組み支援も行っております。

全ての子ども達に学力保障を実現するために「ユニバーサルデザインの授業作り」に関する小中の合同研究が、大学教授の助言の基に進めている中学校区がございます。通常学級の支援を必要とする子ども達にとって学習しやすい教室環境を整え、理解しやすい教材開発や言指導方法の研究を進めることこの合同研究は、就学前から一体的な学校教育環境作りを行い、校種間連携を深めていくための具体的な施策でもあります。

今後、このような研究成果を他の学校園と共有すると共に市内全校へ研究・実践が広がるように事業の継続に努めたいと考えております。

キャリア教育については、キャリア教育推進委員会を立ち上げ、保幼小中のキャリア教育全体の計画の作成や、全体研修の実施により各校種間の教職員の相互理解を深めている中学校区がございます。子ども達が夢や希望を持って将来の生き方を考え、前向きに自分の将来を設計する力を育成するキャリア教育を推進するため、平成29年度までに市内中学校区へキャリア教育全体指導計画を作成する取組みを広げていく計画でございます。

人権が尊重されてまち作りと学校作りの協働を旨とした重点項目では、市長部局と協働で平成22年度に、「調整区解消に係る基本方針」、平成23年度には「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみ推進プラン」を策定いたしました。しかし調整区解消に向けた具体的な施策全体的な取組みは充分であったといえない。その中で平成26年度から校区再編に係る差別事象や調整区設定の経緯を踏まえた全庁的な研修を行う一方で、今年度は市の広報だけでなく様々な就学前保育教育機関をはじめとする、就学前の子ども達の保護者が集まる場に直接出向き、説明することで情報周知に努めております。調整区解消に係るとりくみプランは、平成28年末までの計画になっておりますが、現在、調整区からの指定校変更は学校規模適正化に繋がる実態になっておりません。そのためにも取組みを進行しながら、今後の課題と方向性を明確にした上で、これまでの取組みを見直し、調整区問題解消の実現を旨として具体的施策の充実を図っていきたいと考えております。

また、学校規模の適正化の一つの施策として、平成19年度より過小規模を解消す

る小規模特認校制度を導入しております。平成 26 年度から複式学級を解消し、各学年 1 クラス規模を維持できております。今後も安定した入学者数を確保するため、制度の目ざすところを保護者に周知しながら、子どもや保護者のニーズに応えていきたいと思っております。

児童生徒数が減少する中、単親家庭や生活支援を必要とする家庭は増加し、家庭状況は厳しくなってきました。就学援助費として、小中学校の修学旅行費について、平成 27 年度は前年度より 1 割増加し実費の 8 割支給としたが、今後も学校や福祉関係機関と連携しながら、保護者の義務教育費負担の軽減のため、様々な支援を検討してまいります。

学校施設整備状況については、平成 26 年度末で小中学校共に耐震化率 100% を達成しました。施設保全事業としましても学習環境の改善を図るため、小学校のトイレ改修や 4 中学校の 3 年生の普通教室に空調設備を設置しました。また、小中学校の施設老朽化対策としては、平成 25 年に「泉南市学校施設の老朽化対策に関する基本的な考え方」を示し、それに基づき、良好な教育環境を確保するために計画的整備に努めてまいります。

最後に地域家庭教育についてでございます。教育コミュニティ作りについては府の「元気広場推進事業」を活用し、青少年センターを中心に、放課後や休日の子ども達の安心な居場所作りを進め、その中で、子どもと大人、大人同士の交流を図ってまいりました。今後市内各地域に活動を進めていながら、生涯学習活動に意欲的なシニア世代の活用やボランティアの確保に努めることが課題となっております。

学童保育については、施設の改修と共に指導員の研修会議を開催してきました。今年度 27 年度より全学年が対象になったことにより、保護者や子ども達の多様なニーズ等に対応すると共に、施設・整備の保全、充実に努めてまいります。

文化財保護事業では、企画展示や体験学習など文化財に触れる様々な機会を提供してきました。また文化財の多様な活用方法を大学との連携し研究する域学連携も推進しております。今後も子どもや市民が郷土文化に興味や誇りをもてるような取組みを推進してまいります。

公民館事業では、市民の教養の向上を図るため、多様な講座を開催してきました。今後もシニア世代のみならず、若い世代や子育て世代など幅広い年齢層が参加できる主催事業を充実させてまいります。

図書館事業では、子ども達の読書推進と継続的な図書館利用の促進するため、主催の行事や講座、展示など創意工夫し、子どもが興味を持って読書に親しむ機会を提供し、子ども達の本離れが進む中、幼少期から子ども達の読書への関心を高め、読書を楽しむ素養をも育てるため、図書館応援団のボランティアグループと連携、協働した活動も進めてまいりました。今後も、学校園やいろいろな団体、関係機関と繋がり、事業展開したいと考えております。

このような生涯学習の場で学んだ人々が、地域社会に積極的に関わっていくことで、教育コミュニティの形成や地域社会の活性化に繋がると考えております。市民の生活

課題や地域課題、現代的・社会的な課題に関する学習など多様な活動を通じて、市民の自立に向けた意識を高め、市民一人ひとりが当事者意識を持って能動的に行動できるよう、生涯学習推進体制の整備・強化と事業の充実を図ってまいります。

続きまして資料の10を御覧ください。資料10はサン愛プランの施策についての現状の状況についてまとめたものでございます。表にあります○印のところは、現時点で実施しているものであります。備考欄に記載してある分はすでに完了したもの、または名称を変えて継続しているものになります。例えば、②の人権保育推進プランの作成については、すでに終了し作成しておりますので、備考欄に「作成」と記載しております。またサン愛プランについては、いつの時代にも必要な不易なものが多いため、施策の進捗状況、点検把握が難しいものが少なくありません。例えば、(2)幼稚園教育活動の発展・充実のところ、②教員の資質向上について、職員研修の充実なのですが、こちらは継続して続けていくものです。そのために○印の施策についても、大切な部分は継承しつつ、現在の教育課題にあった新たな視点から再構築していく必要があると考えております。これらのサン愛プランの施策状況も今後の審議の参考にさせていただければと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは今の諮問書の説明、教育振興基本計画の基本的な考え方、その関係資料の御説明につきまして御意見、御質問はございませんか。はい、(B委員)どうぞ。

○B委員

先日も議会の中で議論を交わしたのですが、泉南市の中には、御説明にもあった第5次総合計画があり、その中でファシリティマネジメントも進行中でございます。この教育部の施設については、この辺りの整合性を教育委員会でどのように考えていくのか、今後の審議していく中で大事な問題ですので、この辺の考え方をお聞かせ願いたい。

○会長

それでは、今、B委員から御質問のあった件につきまして、事務局より御説明お願いいたします。

○教育部長

今、B委員からあった御質問についてでございますが、泉南市の方では公共施設の適正化ということで、これからの人口減少、生産年齢人口の減少など前提に、現状と同様の施設規模を維持するのが難しくなるということで、学校施設についても更新の時期が30年40年周期でやってくるのですが、今までと同じようにそれをなぞって継続していくことが難しいため、その維持、管理についての見直しするという策定が進行中でございます。今の御質問は、それと教育施設との整合性についてだと思います。それにつきましては、ファシリティマネジメント、略してFMというのですが、教育施設についてもこのFMに沿って進行していく予定でございます。ただ、泉南市全体で一定の規模縮小、複合化であるとかそれぞれの分野で縮減を図っていくのか、教育

施設も当然その中に入りますが、学校施設は少し特殊性があるのでは考えております。申しますのも、老人集会所、或いは私共が所管しております、体育施設というのは市全体で使用する施設でございます。ただ学校は子ども達が主として使用する施設ですので、この子ども達の動向を見て適正化を考えていかなければならないと考えております。そして維持管理につきましても、FMの中にある長寿命化に則って進めていかなければならないと考えております。

○B委員

今の御答弁では適正規模関わってくる話も多くあると思うのですが、FMの議論内容については一度置いておいて、この教育問題審議会で議論を進めるという考え方でよろしいでしょうか。

○教育部長

勿論、FM自体、基本方針の中で教育施設だけがはみ出すという訳にはいかないと考えるのですが、先程申しましたようにFMが策定される中、学校施設の特殊性も考慮した審議がなされるよう、私共も努めてまいりたいと考えております。

○会長

それでは、その他に御意見、御質問はございませんか。はい、(C委員)どうぞ。

○C委員

先程の資料10、サン愛プランの状況の説明についてなのですが、この資料10の見方として、状況のところに○がある事業については、現在完了していない、取組みとして引き続き継続していくものとしてみたらいいのでしょうか。

○人権教育課長

失礼します。○印については継続して取り組む状態にあります。先程も申しましたように、職員研修などの取組みによっては、継続的に続けなければならないものもございますので、その点については見直しが必要であると考えております。

○C委員

サン愛プランを見ながらこの資料10を見てみると、どの程度できているのか少しわかりづらい。今日はサン愛プランの総括も含めて資料が出されることになっているので、これから作る振興計画もこのサン愛プランを投書しながら発展させていく考えだと思うのですが、サン愛プランの計画状況がどの程度できていて、どの部分の課題が残されているのかが、この○印だけではわかりづらいなど。これから計画を作っていく中で、当時と今では社会状況も変わっているとは思いますが、事務局の方ではどの程度総括されたのかということが、本紙にだけでは見づらいなど私は感じました。

○会長

はい、今、C委員から御質問のあった部分についてはいかがでしょうか。

○教育部長

御指摘いただいたような課題もあるのですが、サン愛プラン自体が数値的目標を示していないものですので評価、総括しづらい点がございます。本日お配りしているのは、全体的にサン愛プランに則る表を載せておりますので、現在進行のもの、一定完

了したけども継続して載せているもの、例えば1ページ目の2つ目にもありますが、子どもの権利に関する条例に策定とありますが、これはすでに策定し、制定しているのですが継続して続けていかなければならないものですので、御指摘いただいた点については、今後審議を進めていただく中で検討していきたいと思えます。

○会長

はい、それでは資料9につきましては、今後の課題なりの御説明いただきましたが、資料10につきましてはこの○印が意味するところがわかりづらいという御指摘もございましたので、今後の審議の際に改めて示していただくということで、他にございますでしょうか。はい、(J委員)とうぞ。

○J委員

私の方から、まさに今日から作業を進めていく上で、次の審議会では骨子案が示されると思うのですが、この骨子案の作成するにあたって、委員として事務局さんにお問い合わせがござります。大きく2つあります。

1つは、先程B委員からの御質問にもあったのですが、FMが学校規模適正化に直接影響してくると思うのですが、この基本計画においても一定触れなければいけないと思えます。あるべき姿、方向性を考えるにあたって、おそらくあるであろう適正化の議論においてもそうなのですが、今まさに、策定中のFMを意識した基本計画をお示しいただきたいと思えます。FM策定を待ってそれを反映するという感覚ではなく、相互に調整、意識して、FM全体としては公共施設全体の最適化ですので、適正規模、はっきり申し上げて縮小化にも関わるものですので、教育施設についても例外ではありません。必ず、FMを意識した骨子案を示していただけるようお願いしたいと思えます。

もう1点が先程から出ているサン愛プランですが、その計画のもと、教育の充実に取り組んできたとのことですので、今の法体制や教育大綱を受けて、しっかりと基本計画を作る中で、そのど真ん中のサン愛プランを焼き直す形で計画を進めるのだと認識しています。現在のサン愛プランは一様のプラン期間が終わっていますが、基本的にはそのサン愛プランの体系にたって、府や、教育大綱の中身を踏まえてしっかりと計画を作るんだという認識ですが、それでよろしいでしょうか。

○会長

はい、それではただ今のJ委員の御説明につきまして、御要望と説明内容についての確認があったのですが、これにつきまして事務局より御説明をお願いします。

○人権教育課長

失礼します。サン愛にプランに沿ってやってきておりますが、新たに教育大綱もできておりますので、こちらの方は振り返る分は振り返るのですが、先程も申しましたようにどこまでできているのか明確にすることが難しいプランですので、総括ではそれを踏まえた上で新たに焼き直しをしたいと思えます。

○会長

あと、FMをしっかりと意識した骨子案をだして欲しいという意見についてはいか

がでしょうか。

○教育部長

現在FMが進行中ということで、この教育基本振興計画もこれからということで、同時進行になる訳ですが、今回の基本振興計画は5年計画で、FMとのスパンは違うのですが、その基本的な考え方として今後の人口減、税収減の背景は変わらないものと思いますので、FMの基本的な考え方を踏まえ、骨子案を作成したいと思います。

○会長

ありがとうございます。それでは他に御質問ございませんか。はい、(I委員)どうぞ。

○I委員

Iと申します。このサン愛プランと教育大綱の整合が今一つわかりづらいので、先程御説明していただいたのですが、もう一度、今までの現状を評価し記載したのが資料9ということなのですが、それと教育大綱にどのような大きな差異が出てくるのかは次回でないとわからないのか、それともこの資料9をよく読み込んでおけば、次回の審議で前向きな会議ができるのか、御説明いただきたいのですが。

○会長

はい、それではただ今のI委員の御質問につきまして、事務局より御説明お願いします。

○人権教育課長

失礼します。もう一度、資料8をみていただきたいのですが、このど真ん中にサン愛プランをやってきましたというのが、まずがあります。今回教育大綱を受けまして、5番のところ、基本方針というのが6つございます。この枠組みで、サン愛プランでやってきたことを整理していくということになります。

○I委員

つまり、この資料9の現状としてやってきたことを、資料8の6つの基本方針を今後の大綱に取り込んでいきたいという御説明でしょうか。

○人権教育課長

そのように考えております。

○会長

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

それでは次に、次回の審議会に日程について事務局より御意見ございましたら御説明をお願いします。

○人権教育課長

失礼します。次回の審議会につきましては、FMを意識した骨子案を作り、この施策体形をこの6つの基本方針にどのように当てはめていくのか御審議いただく予定としております。2月9日の火曜日でお願いしたいと考えております。遠方の委員さんもおられますので、15時から17時の予定でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○会長

それでは次回の審議会の日程について2月9日の15時からというように御提案がございました。どうでしょうか。はい（B委員）どうぞ。

○B委員

以前の審議会の時にもお願いしたのですが、突然当日に資料を持って来られても正確に読み込めないで、できるだけ事前に提出願いたいのですが、いかがでしょうか。

○教育部長

できる限り次回の審議会の前にお渡しできるよう努力いたします。

○会長

それではよろしくお願いたします。特に日程等についてはいかがでしょうか。はい、ではもう一つ今日の議案、その他についてなのですが、何かございますでしょうか。

それでは本日第1回、審議会はこれにて終了といたします。初めての進行ということもあり、不慣れな点もございましたでしょうが、今後の審議会の内容が、より深まりますようお願いしておきまして終了したいと思います。どうもありがとうございます。

— 閉会 —